

## 令和元年 11 月 15 日現地調査における指摘事項

**【F-1 断層の活動性評価関連】**

- 開削調査箇所（北側）、開削調査箇所（南側）及び開削調査箇所（南側）から連続する追加はぎとり調査範囲において、生痕が確認されているのであれば資料に記載すること。
- 開削調査箇所（北側）及び開削調査箇所（南側）において、盛土としている範囲の根拠を示すこと。また、開削調査箇所（北側）の西端の標高 47m 付近に分布する砂礫層については、現状、河成の堆積物に区分されているが、盛土の誤りであるならば適正化すること。
- 開削調査箇所（北側）に認められる海成堆積物に挟在する複数の河成の堆積物については、円磨された扁平礫が含まれる部分も存在することから、この状況も踏まえ、堆積環境を検討すること。
- 開削調査箇所（南側）に認められる最上位の斜面堆積物（礫混じりシルト混じり砂層）及び追加はぎとり調査範囲に認められる下位の斜面堆積物について、薄片観察、礫種・礫の形状調査等により、性状の比較を行うこと。
- 開削調査箇所（南側）において、改変により消失した標高約 51m より上位にはどのような地層が分布していたか、周辺の地質状況や原地形状況を踏まえ、検討すること。
- F-1 断層開削調査箇所付近の各調査箇所に認められる地層の対比を行い、地層の連続性、堆積環境、層序、堆積順序、同一時間面の有無等について検討すること。その上で、開削調査箇所（北側）と開削調査箇所（南側）では、小断層が上載地層に覆われている標高が異なる点も踏まえ、F-1 断層の活動時期について考察すること。なお、開削調査箇所（北側）に認められる地層は、複雑な堆積構造であることから、北側壁面及び南側壁面に認められる地層の連続性についても整理すること。
- 開削調査箇所（北側）及び開削調査箇所（南側）における F-1 断層及び小断層については、砂礫層中の礫の再配列が認められる範囲等における断層トレースの示し方を再検討すること。

○開削調査箇所（南側）の南側壁面に認められる小断層について，以下の状況を示した上で，変位・変形を与えている範囲を明確にすること。

- ・見かけ鉛直変位量の全計測箇所における砂層中の葉理のズレ
- ・砂層中で消滅している小断層の上端
- ・砂層中の撓曲様の構造

○開削調査箇所（南側）の追加はぎとり調査範囲の詳細観察に当たっては，以下の状況についても確認すること。

- ・当該範囲に認められる小断層が変位・変形を与えている範囲
- ・開削調査箇所（南側）の南側壁面から当該範囲に連続する小断層

○F-1 断層の分布状況について，今回の追加調査に基づく評価結果を反映させること。

○R1 敷地-1～R1 敷地-7 ボーリングコア及び確認-1～確認-3 ボーリングコアの柱状図及びボアホールテレビ画像を示すこと。  
また，F-1 断層以外の劣化部についての評価結果を示すこと。

以 上